

## 小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その2)

						被相続人	
<b>3 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算</b> 第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(同表の2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。							
↓ 第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。							
区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑧特例の適用を受ける取得者の氏名  ⑨その宅地等における相続開始の直前事業	⑩割合	⑪小規模宅地等の面積  ⑫小規模宅地等の価額 (④× $\frac{⑪}{⑬}$ )  ⑬小規模宅地等について減額される金額(⑫×⑩)		
被相続人等	⑭特定事業用宅地等  ⑮特定同族会社事業用宅地等  ⑯上記以外			80 100			
被相続人等の事業用宅地等				80 100			
被相続人等の居住用宅地等	⑰特定居住用宅地等  ⑱上記以外			50 100			
被相続人等の居住用宅地等				80 100			
被相続人等の居住用宅地等				50 100			
(注) 1 1棟の建物の敷地の一部が「特定居住用宅地等」の要件に該当する場合には、その建物の敷地のうち「特定事業用宅地等」又は「特定同族会社事業用宅地等」に該当する部分以外の部分を「特定居住用宅地等」欄に記入します。 2 ⑨欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。 3 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。							